

## 「新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務」公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、新潟市例規集データベースシステムの使用等に係る契約（システム構築及びデータ更新等に関する維持管理等業務）の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法その他の必要な事項を記すものです。以下の事項を承知のうえ、企画提案書等の提出をお願いいたします。

本プロポーザルは、公募型により定められた予算の範囲内において、市が求める業務内容について提案を行い、それを市が評価することにより、業務遂行能力の高い事業者を選定するものです。

### 2 概要

#### (1) 業務名

新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務

#### (2) 履行場所

新潟市役所（出先機関含む）

#### (3) 業務内容

新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務仕様書のとおり

#### (4) 業務期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで。なお、契約締結日から令和8年7月31日までは初期構築期間とします。本稼働前にシステム及びデータ環境の検証と職員操作研修を行う必要があるため、令和8年7月17日までに検証が可能な実環境を提供してください。

また、令和9年度以降歳出予算の削減・減額等があった場合は、契約変更または解除をする可能性があります。

#### (5) 提案上限額（契約期間5年分総額）

19,540,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 3 業者選定方式

公募型プロポーザル

### 4 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも

該当しない者であること。

- (2) 参加表明書提出時に新潟市入札参加資格者名簿(業務委託)に登録されていること。
- (3) 参加表明書及び提案書類提出時に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 次の申立てがなされていない者であること。
  - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (5) 法人及びその役員等が、新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

## 5 参加表明の提出

- (1) 提出書類「参加表明書」(様式1)

参加者は、参加表明書に必要事項を記載の上、下記の提出先に提出してください。

- (2) 提出期限

令和8年4月3日(金)から令和8年4月13日(月)までの午前9時から午後5時までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

- (3) 提出方法及び提出先

### ア 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送する場合は、提出先である新潟市総務部行政経営課に提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法でお願いします。なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた場合は受け付けません。

### イ 提出先

新潟市総務部行政経営課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- (4) 辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式2)を提出してください。

提出期限は、令和8年4月27日(月)午後5時までとします。

提出方法及び提出先は、(3)のとおりとします。

## 6 質問及び回答

- (1) 質問受付期限

令和8年4月3日（金）から令和8年4月17日（金）までとします。

(2) 質問方法

別紙「質問書」（様式3）により電子メールで行ってください。また、件名は以下のとおりとしてください。

電子メールアドレス：gyokei@city.niigata.lg.jp

件名：「(企業名・提出日)新潟市例規集データベースシステム構築・維持更新等業務にかかる質問」

(3) 質問に対する回答

参加申込書の提出があった事業者すべてに電子メールで回答します。また、受け付けた質問とその回答は、仕様書の一部として扱うこととします。

7 企画提案のための必要書類

(1) 企画提案書

ア 書式等

(ア) 用紙サイズはA4版（縦横どちらでも構いません。）とします。ただし、図表等については、必要に応じてA3の折込でも可とします。

(イ) 提案書の表紙には、表題、会社名及び提出年月日を記載してください。ただし会社名については、下記イ 提出部数のとおり1部のみ記載してください。

(ウ) 表紙を除いて、30枚以内（両面印刷可）で作成してください。

(エ) 散逸しないような形で綴ってください。

イ 提出部数

11部提出してください。なお、1部は会社名が記載されたものを、10部は会社名が記載されていないものをご提出ください。

提出された書類は、返却いたしません。

ウ その他

(ア) 提案書等作成に伴う費用は、提案参加業者の負担とします。

(イ) 再提出は、提出締切日以前に限ります。ただし、部分的な差替えは認めません。

(ウ) 提案書は1者につき1案とし、2案以上の提出は認めません。

(2) 見積書

ア 記載金額

(ア) 見積書に記載する金額は、5か年の総額とし、消費税及び地方消費税を除いた金額です。

(イ) 見積書に記載する金額が、「2（5）提案上限額」を超えないようにしてください。

(ウ) 内訳を記載してください。

※価格点評価は、追加提案を含めた見積書記載金額の総額でおこないます。

#### イ 提出部数

1部提出してください。

#### (3) その他提出書類

企画提案書提出届(様式4)及び誓約書(様式5)を各1部提出してください。

#### 8 企画提案書記載項目

次の項目については、必ず記載してください。詳細は、仕様書中Ⅲ. システム仕様をご確認ください。

- (1) 「評価項目1 例規検索・管理システム」
- (2) 「評価項目2 例規立案・審査システム」
- (3) 「評価項目3 法令検索システム」
- (4) 「評価項目4 判例検索システム」
- (5) 「評価項目5 例規整備支援システム」
- (6) 「評価項目6 サポート体制」
- (7) 「評価項目7 その他(外部公開用例規データ及び保管用例規検索システム)」
- (8) 「評価項目8 追加提案」

#### 9 企画提案書等の提出

企画提案書提出届、企画提案書、誓約書及び見積書は、次のとおり郵送又は持参により提出してください。

#### (1) 企画提案書等の提出受付期間

令和8年4月22日(水)から令和8年4月27日(月)までの午前9時から午後5時までとします(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

#### (2) 提出方法

各書類について、必要部数の紙媒体での提出と合わせて、PDFデータをCD-R又はDVD-Rに格納し、1部提出してください。

#### (3) 提出場所

新潟市総務部行政経営課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

#### 10 本審査(プレゼンテーション)

提出していただいた企画提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施します。なお、提出した書類以外の追加資料は、使用できません。

#### (1) 日程

令和8年5月13日(水)午後1時30分から

※日程については、変更になる場合があります。

#### (2) 実施方法等

ア プレゼンテーションについては、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

イ プレゼンテーションの出席者は、5名以内とします。

ウ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりです。

(ア) 準備：5分

(イ) プレゼンテーション：45分

(ウ) ヒアリング：15分

(エ) 片づけ等：5分

エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は、持参してください。スクリーン及びプロジェクタはこちらで用意します。

### (3) 評価者

当市が設置する選定委員会における選定委員が評価者となります。

### (4) 企画提案の評価

企画提案者の中から、選定委員会において提案内容を総合評価し、最も高い評価を得た者を受託候補事業者として選定します。評価の合計点が同点の場合は、見積額の最も低い提案者を、見積額も同額の場合は、くじで受託候補事業者を選定します。

別表 企画提案選定評価シートの評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

### (5) 受託候補事業者の選定通知及び公表

選定結果は、令和8年5月20日（水）以降に、全ての提案者宛てに通知します。

選定結果については、新潟市（総務部行政経営課）ホームページに、受託候補事業者及びその他の事業者の名称及び合計点数を掲載します。なお、選定に関する評価内容は、公表しません。また、選定結果等について電話等での問合せには応じられませんので、ご了承ください。

## 1.1 失格要件

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 本要領に定めた参加資格要件を満たさないことが明らかとなった者
- (2) 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった者
- (3) 本プロポーザルについての情報を市ホームページに掲載して以降、選定委員及び選定委員会事務局に対し、直接、間接を問わず本プロポーザルに関する営業活動等を行った者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、又は本要領に違反する表現をした者

- (5) 見積書の金額が2(5)の見積限度額を超過した者

## 1.2 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに特定された業者と契約の締結に向けて手続を行います。

- (1) 契約保証金は契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10の金額とします。ただし、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第34条各号に該当する場合は、免除とします。
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67条)第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約とします。
- (3) 前払金 否
- (4) 契約書の作成 要
- (5) 契約手続は、新潟市契約規則の定めによります。

## 1.3 その他

- (1) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとし、なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。
- (3) 提案者は、本件に関して市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じてください。なお、提案が採択されない場合においても同様とします。
- (4) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とします。
- (5) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て事業者負担とします。
- (6) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合があります。
- (7) 本要領の配布後は、新潟市総務部行政経営課及び本業務に関連する部署に対して、本プロポーザルに関する営業活動等を禁止します。

#### 1.4 スケジュール（予定）

期日	内容
令和8年4月13日（月）	参加表明書受付期限
令和8年4月17日（金）	質問書受付期限
令和8年4月27日（月）	提案書・見積書受付期限 辞退届受付期限
令和8年5月13日（水）	提案審査会（プレゼンテーション）
令和8年5月20日（水）	審査結果通知

#### 別表 企画提案選定評価シート

No.	評価項目	評価項目詳細
1	例規検索・管理システム	更新回数・更新期間
		検索機能の充実
		改正履歴管理・施行時点検索
		原議管理
		例規システム内の相互連携
		全国（他自治体）例規検索・比較機能
2	例規立案・審査システム	立案入力の操作性
		複数例規の改正・多段改正
		議案・新旧対照表・改め文の出力
		審査機能の充実
3	法令検索システム	更新回数・収録範囲
		検索機能
		改正履歴管理
4	判例検索システム	更新回数・収録内容
		検索方法・法令等とのリンク
		解説・要旨の収録
5	例規整備支援システム	法令改正情報提供の迅速性
		例規整備情報の提供
6	サポート体制	操作支援
		操作研修
7	その他	外部公開用例規データ
		保管用例規
8	追加提案	業務効率化及び職員の法務能力向上に資する追加提案